

特定構成員（準特定構成員）に係る誓約書

(公社)全国宅地建物取引業協会連合会 会長 殿

「全宅連安心R住宅事業標章の使用・遵守事項等に係る規程」第11条第1項に規定する特定構成員（準特定構成員）への登録を申請するに当たり、下記事項を遵守することを誓約いたします。

記

(該当するものに✓します。)

- 全宅連安心R住宅に係る各種申請等において、虚偽又は事実と異なる記載等を行いません。
- 国土交通省告示第1013号「特定既存住宅情報提供事業者団体登録規程」及び同告示に関連する諸規程の内容を遵守いたします。
- 「全宅連特定既存住宅情報提供事業者団体登録制度（安心R住宅）運営規約」、「全宅連安心R住宅事業 標章の使用・特定構成員の遵守すべき事項等に係る規程」及び『全宅連「安心R住宅」事業 宅建業者向けガイド』等、全宅連が規定する安心R住宅事業に関連する諸規程の内容を遵守いたします。
- 買取再販物件だけに全宅連安心R住宅ロゴマークを使用いたします。
- 全宅連安心R住宅標章（ロゴマーク）を使用する物件には、必ず既存住宅売買瑕疵保険を付保します。
- 登録事項等に変更等がある場合、遅滞なく全宅連に通知します。
- 特定構成員（準特定構成員）でなくなった場合、全宅連安心R住宅ロゴマークを無断で使用しません。
- 全宅連安心R住宅事業に携わる者に対する研修等を通じて、全宅連安心R住宅事業の適正な運用が確保されるための体制整備に努めるとともに、全宅連および業界の信用を失墜する行為は厳に慎みます。
- 安心R住宅事業を通じて、健全かつ公正な既存住宅流通市場の発展に努めます。

20 年 月 日

商 号

代表者氏名

印

※準特定構成員が申請の場合は、政令で定める使用人が記名及び押印のこと。